

○警察証明の取扱いに関する訓令

昭和40年11月10日

本部訓令第13号

改正 昭和42年12月22日本部訓令第25号

昭和47年5月23日本部訓令第4号

平成6年3月22日本部訓令第7号

平成13年1月5日本部訓令第1号

平成24年7月6日本部訓令第11号

令和3年8月31日本部訓令第11号

注 平成24年7月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この訓令は、警察が行なう証明の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(証明を行なう者)

第2条 警察における証明は、警察本部の課長、警察学校長および警察署長（以下「課署長」という。）が、申請に基づいて行なうものとする。

(証明する事項)

第3条 警察における証明は、警察事務に関し、事実の証明ができる事項で、かつ、証明の必要性が客観的に認められるものについてのみ行なうものとする。

2 事実の証明ができない場合において、当該事案の証明に代えて、届出を受理した旨の証明は、次の表に掲げるもの、その他特別の事情があると認められるもののほかは、行わないものとする。

遺失又は盗難の届出受理証明を行うもの	関係機関
1 現に法律、政令、内閣府令及び省令により警察の証明を要することが規定されているもの	
2 恩給証書	総務省人事・恩給局、都道府県
3 在留カード	入国管理局
4 特別永住者証明書	
5 外国人登録証明書	
6 仮放免許可書	

7 在留特別許可書	
8 雑損控除の対象となる物件（雑損控除申請のため）	税務署
9 有価証券等（公示催告申立のため）	裁判所

（一部改正〔平成24年本部訓令11号〕）

（証明してはならない事項）

第4条 証明事項が次の各号の一に該当するものについては、これを証明してはならない。

- （1）秘密にわたる事項
- （2）公序良俗を害するおそれがある事項
- （3）申請者に直接の関係がない事項
- （4）民事事件等に悪用されるおそれがある事項
- （5）その他課署長が不相当と認める事項

（申請の受理）

第5条 証明の申請は、証明事項、証明の用途並びに申請者の住所、職業及び氏名を記載した申請書に署名又は記名押印させて行わせるものとする。

（一部改正〔平成24年本部訓令11号〕）

（証明の方法）

第6条 証明にあつては、事実の有無、証明を必要とする事由および申請者が適当な当事者であることを確認したうえで、申請書の余白（様式その他定めのあるものにあつては当該用紙）に証明文、年月日および課署長名（必要がある場合においては警察本部長名）を記載し、公印を押して交付するものとする。

（備付簿冊）

第7条 課署長は、証明処理簿（別記様式）を備付け、その処理状況を明らかにしておかなければならない。

附 則（平成24年7月6日本部訓令第11号）

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（令和3年8月31日本部訓令第11号）

- 1 この訓令は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。